

令和 3 年第 4 回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

1 開催日時 令和3年4月8日(木) 午後3時00分から午後3時40分

2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室

3 出席委員(8名)

会 長	8番	大野 久男
会長職務代理者	7番	朝倉 友子
委 員	1番	芝野 茂
	2番	長谷川 貴子
	3番	杉田 裕
	4番	小川 博
	5番	岩井 秀喜
	6番	鈴木 薫

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について

報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について

そ の 他

6 出席職員

農業委員会事務局長 湯浅 実

農業委員会事務局次長 小川 浩昭

農業委員会事務局主査 青木 秀直

7 農地利用最適化推進委員(5名)

日暮 秀男 竹本 昌男 藤崎 敦之 加藤 昌宏 中島 義晴

◎開会

午後3時00分開会

○事務局長（湯浅実）

それでは、はじめさせていただきます。起立、礼。

○議長（大野久男）

ただ今より、令和3年第4回栄町農業委員会総会を開会します。本日は委員8名中8名出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（大野久男）

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（大野久男）

それでは、1番 芝野茂委員、2番 長谷川貴子委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（大野久男）

議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の小川氏と青木氏を指名します。

○議長（大野久男）

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号1について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、1ページ 議案第1号整理番号1についてご説明させていただきます。

場所については、2ページをご覧ください。

農地の所在は、南字下耕地、地目は登記簿が畑、現況は田、農振農用地で面積は528㎡他1筆で931㎡です。

譲渡人・譲受人・経営面積は記載のとおりです。

本件は、農地の売買により所有権移転を目的として、農地法第3条の許可を申請したものです。譲受人の労力総数は3人、申請事由は、譲渡人が相続した農地の一部処分になり、譲受人は経営規模の拡大を図るものでございます。

それでは、農地法第3条第2項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第

1号の全部効率利用要件及び、同項第4号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ
ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また信託行為ではないので、同項第2号の法人要件
及び第3号の信託の禁止は該当いたしません。

次に、譲受人の耕作面積は50アールを超えておりますので、同項第5号の下限面
積要件は問題ありません。

次に、申請地は譲渡人の自作地なので、同項第6号の転貸等の禁止は該当いたしま
せん。

最後に、同項第7号の地域との調和要件ですが、申請地は陸田になり、譲受人は許
可後も水稻を作付けする計画であり、問題ないと思われま。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を報告願います。

○4番（小川博）

今回、申請された南の農地については、現地を確認したところ陸田として利用され、
申請地は適正な管理が行われている状況で、問題はないと思われま。

○議長（大野久男）

続いて、農地利用最適化推進委員の中島さんから、ご発言がありましたらお願いし
ます。

○農地利用最適化推進委員（中島義晴）

問題ないと思われま。

○議長（大野久男）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願いま
す。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号整理番号1を原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めま。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって、議案第1号整理番号1については、許可することに決定しまし
た。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とし、整理番号1から整理番号7までは、農地中間管理事業の案件になりますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、3ページ 議案第2号整理番号1から整理番号7までについてご説明いたします。

場所につきましては、9ページから15ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,835㎡他1筆で、合計2,970㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は426㎡他3筆で、合計3,416㎡です。

続いて、整理番号3 農地の所在が須賀字鳥喰、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,895㎡他8筆で、合計18,135㎡です。

続いて、整理番号4 農地の所在が興津字四反町、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は333㎡他1筆で、合計1,054㎡です。

続いて、整理番号5 農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,389㎡他5筆で、合計15,149㎡です。

続いて、整理番号6 農地の所在が安食字大洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,983㎡他6筆で、合計12,889㎡です。

最後に、整理番号7 農地の所在が押付字下、地目は登記簿・現況共に原野で面積は211㎡他9筆で、合計4,647㎡です。

内容は、農地中間管理権の取得で、貸付人、借受人、経営面積は記載のとおりです。期間は、令和3年4月20日から令和13年4月19日までの10年間となっております。

本件と次の議案第3号につきましては、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積になります。

農地中間管理事業は、農地を農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会に一旦預け、その後担い手農家に貸し付けるというものです。本件は、千葉県園芸協会が農業経営基盤強化促進法により7名の貸付人から農地を預かるため、農地の中間管理権を取得するものです。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号1を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号1については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号2を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号2については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号3を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号3については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号4を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号4については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号5を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号5については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号6を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号6については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

最後に、議案第2号整理番号7を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号7については、原案のとおり決定しました。

○議長（大野久男）

次に、議案第2号整理番号8について、事務局の説明を求めます。なお、整理番号8については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、8ページ 議案第2号整理番号8についてご説明いたします。

場所については16ページをご覧ください。

農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,698㎡です。

貸付人、借受人、経営面積はそれぞれ記載のとおりです。10aあたりの賃借料は、1.5俵相当額で、期間は令和3年4月20日から令和13年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借権の設定により、規模拡大を図るものでございます。

借受人は認定農業者になり、耕作状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等から見て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可基準の地域との調和要件、全部効率利用要件及び常時農作業従事要件を全て満たしており問題はないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号整理番号8を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第2号整理番号8については、原案のとおり決定しました。小川委員は、入室し着席をお願いします。

○議長（大野久男）

次に、議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題とし、整理番号1から整理番号5までについて、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、17ページ、議案第3号について、整理番号1から5まで、一括してご説明させていただきます。

場所については、先ほどの議案第2号と同じになりまして、9ページから12ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北辺田字古新田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,835㎡他1筆で2,970㎡です。

次に整理番号2 農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は426㎡他5筆で4,470㎡です。

次に整理番号3 農地の所在が須賀字鳥喰、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,895㎡他2筆で7,895㎡です。

次に整理番号4 農地の所在が須賀字浅間入、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は499㎡他1筆で2,580㎡です。

最後に整理番号5 農地の所在が須賀字町田、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,577㎡他3筆で7,660㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。また、10aあたりの賃借料は、整理番号2が筆によって1俵、1俵相当額、1.5俵となり、その他は1.5俵になります。期間は全て令和3年4月20日から令和13年4月19日までの10年間となっております。

本件は、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。この5件の借受人については、地域の担い手農家や認定農業者であり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号1について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号1については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号3について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号3については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

次に、議案第3号整理番号4について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号4については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

最後に、議案第3号整理番号5について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長 (大野久男)

挙手全員、よって議案第3号整理番号5については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長 (大野久男)

続いて、議案第3号整理番号6について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号6については、小川委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願い

いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、20ページ、議案第3号整理番号6について、ご説明いたします。

場所については、議案第2号と同じになりまして、13ページをご覧ください。

農地の所在が曾根字曾根、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は2,389㎡他5筆で、合計15,149㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は、1.5俵になります。期間は、令和3年4月20日から令和13年4月19日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人については、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号6について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号6については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。小川委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）

続いて、議案第3号整理番号7について、を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、整理番号7については、芝野委員に関連する議案ですので、ここで退席をお願いします。

○事務局長（湯浅実）

それでは、21ページ、議案第3号整理番号7について、ご説明いたします。

場所については、議案第2号と同じになりまして、14ページをご覧ください。

農地の所在が安食字大洲、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は1,983㎡他6筆で、合計12,889㎡です。

内容は賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人、経営面積は記載のとおりです。10アール当たりの賃借料は1.5俵、期間は、令和3年4月20日から令和13年4月19日までの10年間となっております。

この案件も、農地の中間管理権を取得する公益社団法人千葉県園芸協会が、転貸人となり、貸し手と借り手の間に入り農用地の配分を行なうものです。

この借受人についても、認定農業者になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて全部効率利用要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま

す。以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号整理番号7について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（大野久男）

挙手全員、よって議案第3号整理番号7については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。芝野委員は、入室して着席をお願いします。

○議長（大野久男）

次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、22ページ 報告第1号についてご説明させていただきます。

場所は23ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人は記載のとおりです。申請地は、安食字柚の木、地目は登記簿・現況共に畑、面積は94㎡他3筆で、合計2,868㎡になります。転用目的は専用住宅用地で、受理年月日は令和3年3月29日でございます。

本件は、市街化区域内の農地について、所有権移転を伴う専用住宅用地として農地転用届出があったため、届出書の受理決定の専決処分をしたものです。農地転用の届出書の提出があった場合、遅滞なく受理又は不受理の決定に係る専決処分をすることとされておりますので、届出書の記載事項および添付書類の確認、また現地を確認のうへ適正と判断できたため、受理を決定したものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件は、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、24ページ、報告第2号整理番号1から3について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、26ページから29ページまでをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が北字北、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は4,437㎡のうち3,600㎡他2筆で、合計6,008㎡です。

続いて、整理番号2 農地の所在が四箇字上耕地、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で面積は889㎡です。

最後に、整理番号3 農地の所在が安食字前新田、地目は登記簿・現況共に田、面積は247㎡他5筆で、合計5,478㎡です。

貸付人、借受人、転貸人、解約の申し入れ日、解約の成立日、土地の引き渡し日、解約の通知日は記載のとおりです。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作していた農地について、転貸人又は貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を転貸人又は貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第3号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、30ページ、報告第3号について、ご説明させていただきます。
場所につきましては、31ページをご覧ください。

本件は、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和3年2月26日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

申請地は、興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は497㎡他6筆で、合計3,192㎡です。転用目的は、貸堆肥置場並びに貸駐車場（18台）及び貸積替場用地になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長（大野久男）

次に、報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事完了報告と転用事実確認証明願について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（湯浅実）

それでは、32ページ、報告第4号について、ご説明させていただきます。
場所につきましては、34ページをご覧ください。

本件も、申請人より工事完了報告書及び転用事実確認証明願の提出があり、栄町農業委員会事務局規定第6条第14号の規定により、令和3年2月26日に現地を確認し、あわせて転用事実確認証明書を交付したものです。

整理番号1 興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は353㎡です。

次に、整理番号2 興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は277㎡です。

最後に、整理番号3 興津字新地、地目は登記簿・現況共に畑、面積は218㎡です。転用目的は、すべて貸堆肥置場用地になります。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（大野久男）

この案件も、報告だけで採決はしませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

発言がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長（大野久男）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（大野久男）

よろしいですか、それでは以上をもちまして令和3年第4回総会を閉会します。

○事務局長（湯浅実）

起立、礼。お疲れ様でした。

午後3時40分閉会